

第3回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】 2013年11月8日（金） 14:00～16:00

【会場】 ドーンセンター 5階 特別会議室

【出席委員】

嵐谷 安雄	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長、大阪障害フォーラム会長
泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 幹事
大竹 浩司	社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
城本 徹夫	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
杉本 信仁	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
高橋 祥治	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
田中 直人（部会長）	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
西田 多美子	公益社団法人 大阪府建築士会 評議員
西平 勝子	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 副理事長
三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授

○建築企画課長挨拶

○第1回及び第2回部会における意見と現時点の整理（府より資料1を説明）

○部会長

ただいま事務局から説明のあった資料1について、詳細については資料2から6は後ほど説明があるので、この資料の基本的な部分について、何かご意見はありますか？
よろしいでしょうか？（意見なし）

○（事務局から資料2～6の説明）

○部会長

ありがとうございました。大変膨大なボリュームの資料の説明でした。
多岐にわたる内容なので、分けて検討を進めていきたいと考えます。

資料2（バリアフリー化）についてご意見ありますか？いかがでしょうか？

（意見なし）

もしなければ先に送って行って、後で総括します。

資料3（共同住宅の・・・）についてですが、いかがでしょうか？

（意見なし）

はい。

資料4-1、4-2についてご意見ありますか。

（意見なし）

資料5（鉄道駅駅員の無配置化）についてご意見・ご質問をいただきたいと。

前回議論が伯仲したところなんです、よろしいでしょうか。

（意見なし）

はい。

資料6（当事者参画事例について）について、いかがでしょうか。

（意見なし）

特にないですか。

それでは順次資料の確認のプロセスを取りましたが、改めて資料2から6まで何でもかまいませんのでご意見ご質問、感想でも結構です。何かありますか。

こんな程度ではだめだとか、こんな意見が抜けているなど。

○傍聴者

傍聴者は発言は無理ですか。

○部会長

だめなんでしょうか。傍聴は傍聴ですか？

○傍聴者

規定は規定ですけども、委員からの発言がなければ傍聴者からの発言を認めてほしいと思うのですが、委員長、ご判断ください。

○部会長

この会の趣旨から言って、前向きに検討するというのでいいかと思いますが、みなさんいかがでしょうか。規約上何か問題ありますか、事務局。

○事務局

円滑に会議の進行がなされるようであれば、ご意見いただきたいと思います。

○部会長

では私は円滑に進める前提で、積極的・建設的な意見を期待して許可したいと思います。

○傍聴者

意見としてはふたつ、一つ目は共同住宅の対象規模の拡大、資料3のところです。先ほどご報告をいただきましたが、できればご検討の資料として考えていただきたいのは、大阪では重度の障がい者で自立してひとり暮らしをされている方が多いのですが、就労の関係で、なかなか一般就労がかなわないため収入が高い方がおられません。基本的には安い家賃のところを探さざるを得ないわけです。そういった方が住まいを探そうとするときには、今時点で府条例の基準の対象となっていない物件となってしまうのです。探してもなかなか住宅が見つからないという声をすごくよく聞きます。福祉のまちづくり条例という名目で今回見直しをされるということであれば、ぜひこれからの拡大をできるだけ早くしていただきたいということと、見直しのあかつきには、こういった形で当事者の方々が地域に住めるようになっているのか、現状の調査をしていただければと考えています。必ずこの共同住宅の対象が増えると、当事者の方々の暮らしの場が広がっていくと信じているのですが、なかなか実態調査がないので、よければ福祉部の方と共同していただいて、検証していただければと思います。二つ目ですが、南海の無人駅化する件についてですが、資料5を読んでいる限りでは基本構想に対する期待感があるのですが、それはよいのですが、市町村と話しているときに、お金がないという理由で基本構想が立ち上がらない事例がよくあって、そのあたりが悩ましいなあという…これは意見というか、困っているという単なる独り言なのかもしれませんが、どうしていったらほんとうにいいんだろう、地域でインターフォンだけの対応になっていて駅が使えなくなって困っている方の話もよく聞くので、難しいな、と聞いていて思いました。以上です。

○部会長

2点いただきました。1点目はご質問で、2点目はご意見ということですね。事務局から回答できる範囲でお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。まず共同住宅の件です。まず時期を早くしてほしいということと、見直し後のフォローをということでご意見いただきました。条例改正の過程におきましては、今までに取り組んできておりますような、概念から基準の内容に関して必要な検証などを一定精査した中で課題を挙げて検討していくというプロセスにならざるを得ませんので、今回は差別解消法などの兼ね合いも出てきますし、戸数対象規模なんかもどういう形で精査していくのがいいのか、というのを今時点ではまとまっていないところですので、そういったプロセスも勘案しながらやっていくことにしておりますので、議会のご承認も最終にはいただくこととなりますので、これについてはすぐ次回の議会に、という運びにはなりません、後程ご説明いたしますが、今進めようとしている流れで対応させていただきたいと考えています。スケジュールについ

ではこの後ご説明させていただきたいと考えています。

新たに基準を設けた時に、あくまでも新築・増築・改築・用途変更などの時にその基準がかかることとなるため、既存施設には義務はかからないこととなる。新たに供給されるものに対して適合義務の対象となる仕組みです。既存改善が促進される取組、改善事例の紹介などの取組を行うとするのは、そういった趣旨もございます。

改正後のフォローについては、少し先の話にもなりますが、何らかの条例改正によりまず利用状況なんかをどう見ていくのか、我々だけでは対応しきれないところもありますが、福祉部さんなどの知恵も拝借しながら、考えていきたいと思っています。

○部会長

ありがとうございます。関連部局からご意見ありますか？なければ結構です。

実際に住宅を探す際に、どこにどういうものがあるかという情報が一般居住者向けには割と整備されつつあると思いますが、なかなか障がいのある方への情報提供が十分ではないと考えています。そういった情報提供という視点からも今後もっと拡大していく必要があるのではないのでしょうか。物件のバリアフリー化だけでなく、どこにあるかといったPRも含めて府下浸透させていく必要があるのではないのでしょうか。これはわたしの意見です。

2番目の意見に対しては、事務局から何かありますか。

○事務局

既存の法の枠組みですぐに対応が可能な取り組みとして、バリアフリー法基本構想という制度があるので、駅がその範囲に入っているかどうかという問題はありますが、未策定であれば策定ができるという規定であり、策定済の駅であれば法の精神に基づきフォローアップなども可能であるというもので、地元市町村密着の取組にもなりますので、我々大阪府としても市町村が開催する協議会に参画もする立場にもありますので、皆さんで知恵を出し合うといった体制にはあるかと考えております。

○部会長

ありがとうございました。先般も近畿運輸局の方で表彰がありまして、阪急電鉄さんが全駅にインターフォンの新しい対応をされたということで、そういったことも含めてこれからさらに拡充される対応が出てくるんじゃないかと期待されるわけで。ぜひ法の基準だけでなく実践的な事例とかお互いに共有化しあう場面づくりも必要なんじゃないかと思います。その情報収集もよろしくお願いします。

委員さんからありますか。

○委員

無人化について、将来のことを考えた時に、日本の人口が100年後に4千万人になると推定されている中で、鉄道利用者もどんどん減っていくと。利用者が減るということは無人化も進むということ。それは私たち視覚障がい者、高齢者もそうですし、その人たちが動くための大事な足である公共交通が危険な状況になるということ。部会長から阪急がインターフォンの表彰の紹介があったが、私自身十分に分かってはいないですが、私たち視覚障がい者や聴覚障がいの方とかが無人駅を利用するときにそのインターフォンだけで十分に間に合うんだろうかと。そういうことが公共交通の利用に対してそれが保障の対象として正しいんだろうかというのがね。遠い将来、私たちの子や孫たちが、親やおじいちゃんたちがちゃんとやってくれたから、公共交通って大事に安全に使えるんだと言うふうにしていかないと。乗りにくいものにしてしまうことによって、

余計に利用しにくくなり、いまでもバスだって何だって公共交通の利用が少ないからと言ってどんどん足が奪われていって動くことができなくて、買物難民とか移動難民とか言われる時代になってきているんですね。府や行政が率先して遠い将来を見越して、今こんなことが必要なんだということを考えていくことが大事なことです。2年3年という話ではない。そのあたりのことを懸念します。

○部会長

ありがとうございました。当面のことだけではなくて、もっと長期にわたってどうあるべきか、長期の方針、本当に大事なことだと思います。

○委員

先ほどの傍聴者の方から意見のあった、小規模な低価格な家賃の共同住宅に関する対応ですが、ご回答にありましたように、新築についての規模はまずありますが、大阪府下では他府県に比べて密集地における小規模の古い住宅があり、そこにたくさんの方がお住まいという背景があります。まず建築の方の置かれている背景から言いますと、国は新築から既存ストックへの利用、という方針の元に建築業界は動いています。それからもうひとつ、今までメスが入らなかった既存の共同住宅に耐震という切り口で「耐震診断」、それから「補強設計」、「耐震補強工事」いままで門戸と閉ざしておられたところへ工事の手が次々と手が伸びております。それらは公費も出ているわけですが、その際に道路からの1階までのアクセスが何とかならないのか、という声も建築士会から調査へ行った者からも意見が出ております。もう一つのキーワードは、「津波」ということで、建築士会にも津波対策研究会を立ち上げて、津波が来た時に道路面、とか1階階段、エレベーターへのアクセスを対応するといったことを研究している。それらをうまく利用して、民間の施設についてもこのチャンスに何とかできないのかなあと思うのですが、具体的に、今すぐに何とかなるという風には重々承知なのですが、このチャンスを何とか生かしていかないかと思えます。

○部会長

ありがとうございます。大変貴重な意見だと思いますが、事務局の方から何かコメントありますか？

○事務局

耐震化、災害時の対応にかかる、手が差し伸べられている中で、併せてバリアフリー化も、といご意見でございますが、制度や補助制度の枠組みなんかも研究して対応しているかどうかといったことになるわけですが、少ない財源をどこに振り分けるかというところで、耐震化の対象を少しでも増やすといったことも考えなければならぬわけで、どこまでできるのかということについて、検討させていただきたいと思えます。

○部会長

安全対策、防災関係含めて福祉の関係も含めて考えていくという提案だったと思えます。

○委員

先ほど共同住宅のことで資料3についてご意見いただきました。資料3の一番下のところ、障害者差別解消法の基本方針やガイドライン等を勘案して、と書かれていて、資料1のところでも情報収集等を図りながら、と書かれていますが、ある意味これは逆じゃないかと考えていて、条例

における基準は「最低基準」ですので、ガイドラインという意味では、必ず守られなければならない最低基準だと思うんですね。ですからそういう意味では、共同住宅のところも、ガイドライン、差別解消法で言うところの合理的配慮の過重な負担になるのかといった論議を待つのではなく、条例の基準としていま50戸となっているのをこれくらいの規模まで下げないと多くの人が利用できないという基準をこちらから示していかないと、ガイドラインの方には反映できないのではないのかと。そういう意味では資料3で共同住宅の基準対応案のところでは基準の見直しを行うとはいますが、具体的にどのような基準で見直しをしていくのかを具体的に差別解消法を待つのではなくてそこに提案していくようにしないと、条例で基準が決められているのでこの基準でクリアしてますよね、といったガイドラインになってしまうとマイナスになってしまうんですね。こういう事例も聞いたんですが、条例の審査をパスしているのでこの施設は大丈夫です、ということで入口の段差があるにもかかわらず後ろからの通路を確保して条例をクリアしていて、実はその通路は常に鍵がかかっているという。基準をクリアしたからいいでしょ？という、最低基準さえ守ればいいというガイドラインになってはいけないので、積極的に解消法の流れがありますので、ぜひ共同住宅の基準もこの時に下げていくという取り組みをする必要があると思いました。以上です。

○部会長

ありがとうございます。ただいまのご発言に関して事務局から何か。

○事務局

差別解消法のガイドライン、今年は国において基本方針の大きな考え方、今年度は府では個別の事例などもそれを集めたり、ということになります。後程スケジュールのこともご説明いたしますが、福まち条例の基準についてはそれをただ待つのではなく、相互に連携を図りながら検討を行っていきたくて思っております。今時点でそれが何戸ということをお示しできませんが、こうすれば利用対象者がこうなりますといったことも検証しながら数字は出していきたくて思っております。

○委員

突飛なことになるかもしれないですが、この間もそうであったが、車いすの人たちとよくホテルに行くんですよ。まず鍵はあけられても、扉を押し込まないとあけられないんですよ。押して開けてあげたんですが、ドアが車椅子でぎりぎりなんですよ。で、そうこうしているうちに、次の日見たら壁にぽこっと穴が開いているんですよ。どうしたのかなと思ったら、ドアを開けたり閉めたりするときに、車いすが当たったみたいなんですよ。これ弁償やな、みたいなことを言って。後のことはよく知らないんですけど。トイレ行くのも車いすでは段差があって幅が狭いから入っていけないんです。こういうものを全部バリアフリー法の中で設置する、整備するといったことは難しいと思うんですが、既存の建物においてできるのかできないのか、あるいはやってももらえるのかもらえないのか。いろいろと問題があるんですが、もうちょっと現行規模建築確認でそういうところはされているのか。ホテルで50室か100室あるなかで何パーセントかくるまいすで利用できるように、ドアは奥に押し込むのではなく横に開くようにすればスムーズに行くと思うんですが。そこらがバリアフリー法がないときの建物であると思うので、ある程度バリアフリーということになれば、そういうところにも配慮していただいて、障がい者も社会参加をかなりすることになっていきますので、そのあたりはよくなるのではないかなという風に思います。以上です。答えはいただくつもりはございませんが、そういう状況があるということだけお知らせします。

○部会長

おそらく今のご指摘は既存の物件において多くみられることかと思いますが、なかなか構造的な制約とか空間のキャパがなくて収まり上でいないということも多々あるのではないかと。最近の傾向としては割と配慮された新規の事例が増えてきているのは事実かと逆に思いますけれども。このあたり具体的に技術的にどうしたらいいかということはまた専門家を入れてバリアフリー化の方法や新しい材料、工法の開発とかもっとPRしていく必要があるかと思います。

○委員

今聞かせていただきました件に関連しますけれど、車いすの障がい者の方、高齢者の方から多数いただいているお声で、どこに持っていけばいいかわからなかったので黙っていたのですが、ここでは不適合かも知れないですがちょっと発言させていただきます。共同住宅及び居室の防火戸のドアチェックのストップ機構、これが何とかならないかということです。介助者がおられたとしても、ご本人に上肢の力や車いすの慣れがあったとしても、ドアチェックのストップ機構というのは防火戸では許されていないのですが、それがあれば押した状態でスムーズに通れる。そのあとは後ろ手でも閉められるのです。それさえできれば今福祉の方でデイサービス、デイケアのお迎え送迎が必要ないという方がたくさんおられると聞いております。歩行器やご自分の力で車いすでぐっと押すことはできても、そのあと通ろうとするときにどンドン閉まってくるので出られない。それさえできれば送迎も不要になる方が多数おられると。それを考えると、効率、何よりもご本人の自立というのが長くできるのに、と。これは完全に省令を変えないといけないことなので、どちらに持っていけばいいかとなんらかができないのか、府から国に何か対応できないかという質疑を挙げていただくとかといったことから始めるとかいうことでも考えていただければ。専門用語を使いましたので、フォローが必要であれば。

○部会長

ありがとうございました。防災上、防火扉となっていて自動で閉まるようになっていて、それに対して押していかないといけないとだめだという。幅の問題だけでなく、ドアの機構そのものが入っていくための円滑な動作を妨げているというご指摘です。このあたりは材料工法の進化が期待されると先ほども私言いましたけれど、おそらくもっといろんな形でいろんなものができると思います。逆に現時点でもこんな工夫しているよとかいった研究的な部会、ワーキングもいるのかなあ、このあたりも課題として抜けているかなと思います。事務局、いかがですか？

○事務局

条例の仕組みから言いますと、専門的になって申し訳ありませんが、防火扉や避難口誘導灯などの規定については、もともとは福祉のまちづくり条例と建築基準法施行条例に規定していましたが、平成21年改正によりまして、バリアフリー法、移動等の円滑化に関する法律に基づく条例としましたため、現時点では福祉のまちづくり条例ではなく建築基準法施行条例に規定されています。自動で閉まらないうちや火が回ってきて危険であるということと、車いすの方などが安全に通り返り抜けられないということをどう判断するか、政省令の規定にもかかってくるので、大阪府のみではなかなか判断できない内容でもありますので、同じ室内の建築基準法の担当とも意見交換をしたいと思っております。

○部会長

はい、どうもありがとうございます。他にございますでしょうか。

○部会長

前回までの部会の議事録と報告をまとめていただいた中で、結構皆さんの積極的なご指摘ご意見を反映したまとめをしていただいたと思いますが、このあたり補強した方がいいとか、このあたり抜けているのでは、とかこれを言ったはずだとか思い出しながら、あと残った時間を少し委員の皆さんからご発言いただければと思います。

○委員

差別の対応に関してですが、この資料は差別解消法を視野にまとめていただいたものだと思います。国の障害者政策委員会の議論をご存知でしょうか。差別解消法だけではなく、ほかにも法律に関しても議論があり、それらをみながら検討していくのも大事かと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

そこまでは求めていませんが、大阪府の中で、解消法だけでなく、将来の計画作成に関して、広い目で見て加えていく必要があるのではないのでしょうか。

○委員

私がお答えできるかどうか…。差別解消法というのと合理的配慮というのがどっちがどっち先というのとはよくわからないんですが、まだ解消法の定義がここまでされてここからはされていないというガイドラインもはっきりしていませんので、今後いろんな形で皆さんの意見も聞きながら取りまとめていけない問題かなと思います。この問題、まだ先の長い話でございますので、どうかよろしく願いいたします。

それで、ちょっと一点、資料2の一番下の表で、飲食店2,000平方メートルというのが何をイメージされているのか僕にはちょっとわかりにくいのですが。他のものも含まれているかどうか、教えていただけますか。

○事務局

大竹委員のご発言についてですが、当然解消法だけが法律ではありませんし、最適化の件等になたって他の法律や計画についても幅広く検討する必要があると考えています。あと、大阪府においては福祉部において策定されている障がい者計画においても福祉のまちづくりの観点も入っておりますので、そういった整合性も図りながら考えてまいりたいと思っております。

それから、資料2に関してですが、これは基本的に小規模なお店が集積して2,000平方メートルだったり、一つのお店でどーんとはあまりないかと思いますが、建築基準法に基づく定期報告において報告がなされている用途ということでデータをいただいて推計している。ではどの建物が対象かということなどはここではお示しできませんが。

○委員

極端に言えば食堂ビルみたいなものもイメージしている？

○事務局

はい、そうです。

○委員

わかりました。

たつと基本構想に書いていないものが新しくたくさん出てくるのに誰も当事者参加の仕組みでチェックされていない。これひとえにせっかく作ったのに継続協議会ができていないという。あえて言えば、これだけ継続委員会ができていない原因というのはいろいろあるが、私から言わせると、国の方がおられれば失礼ですが、国は指導的文書の例示の中に、この継続委員会をやれとは書いてあるんですが、継続協議会をやるということを基本構想に書き入れる書き方はしていないんです。おわかりになりますかね。民間企業やお役所でISO受けた方ならご存知かと思いますが、このISO職場改善を継続的にする、それならばその担当者は課長があたって、年1回チェック会を開いて、その時のチェックシートはこれで、と書かないとISO通らないはずですよ。これが基本構想の中に、継続的に改善をやりましょうという理念だけ書いておしまいにしてある。そのためには年1回継続して委員会を開くといったことが書いていない。もともと第2第3の原因としてお役所というのは単年度主義であったり、3年ごとに担当者が変わったりするので、継続的にやるという仕組みには慣れていないんですが、でもそれは根本原因ではないんですが。構想作るときに推進しようということがポイントです。私その話ものすごく最大の課題だと思っています。継続協議会さえやってくれていれば、この会議で出てくる話のほとんどはその中で対処していける。この会議も機能する。せっかくこの会議でいろいろな意見を言っても、それを反映させる場所が今ほとんどない。継続協議会さえあれば府を通じて反映できる。ぜひ各市に継続委員会を実施するように、しかも2000年からのわが国のバリアフリーのグレードアップの基本は継続委員会にあり、と。すみません、言い過ぎましたけども。

○部会長

ありがとうございます。スパイラルアップするためにも、いろいろな意見をいただく機会として継続協議会。

○委員

工事のことを申し上げておくと、豊中市のみ工事中のバリアフリー問題について、市内部の規則だったか要綱だったかがあるんです。これは全市にあってもいいものですね。

○部会長

ありがとうございました。2点目の阪急電鉄のインターフォンの話、これは必ずしもそれがベストで100点満点ということではなくて、そういう試みを全駅でやろうということの評価して、今後いろんな方にとって実効性がどれだけあるとかを期待するといったことが前提での賞だと思います。そういう意味で、いろんな人が使ってみてこう悪いとかこうしてほしいとか、そういう今みたいな話で継続的に意見を発信していくことでさらによくなるんじゃないかと思いますし、他市さんでもっとうちはこんないいものをしているよ、とかしましたということが誘発的に出てくることを期待した賞だと思います。城本委員。

○委員

お話を聞いていて、福祉のまちづくりというのは、体の不自由な方のまちづくりですからね、先ほどもお話が出ましたけど、条例の中に踏み込んで規定してほしいんですよ。さっきインターフォンの話がでていましたけども、正直言ってわたしども視覚障がい者にはひとつも役に立たないんです。インターフォンがどこにあるかを音やブロックで案内されていればまだいいんですけど、何も無い中では全く役に立たない。それと、毎回私言いますけど、鉄道のトイレもそうですよ。スピーカーがついた。ステーションの4階に行きましたら、水洗トイレの流すところがわからなかった。用を足して終わって蓋を閉めたら初めてセンサーが現れたんです。条例に規定を踏み込

んで規定してほしい。

○事務局

条例の基準の組み立てから言いますと、条例で基準を設けていますのは建築物、その他はほかに守るべき基準があるということで条例の基準は対象外としている。トイレのボタンの配置などについては、義務の基準とはされていないものの、JIS化されていたりするので、それらを適宜周知していくなどということも常々やっているつもりではあるが、義務化というのはすぐにはできないこともあります。啓発といったことからやっていきたいと思っています。

○部会長

基準通りやっていないという事例もあるし、やってもまだまだ問題があって、基準に書いていないことをやってもまた問題が発生するといったように、この分野に多いと思うんですけども、そこを埋めるのは実際に使う方とかいろんな経験をお互いにどうしたらいいかということで継続的に考える場が必要ではないかと思しますので、そういう場づくりなどを行政だけでなく関係者が作っていくのが非常に大事なことだと思います。今後条例の見直しなんかに盛り込んでいくべきではないかと思えます。

○委員

最近のトピックスということで手短かに言いたいのですが、有償福祉運送について。いくらバリアフリー化を進めても、駅までいけない比較的重度の障がいの方に対して、空間や施設のフィジカルなバリアフリー化だけでなく輸送といったサービス、タクシー、バス、物理的な改造だけではなく、便の問題。これが大変重要なんですね。福祉のまちづくり条例においては「精神」としては当然入っているが、基準には条例事項には入っていない。なぜかと言いますと、陸上輸送の公共交通というのは、国土交通省、国が直接監督官庁となります。府や市町村は全く権限には関係がない。許認可行政からは外されています。したがって、バリアフリー化してくださいとか便が増えませんかとか、場合によっては府が助成しましょうとかいった仕組みは行政的に困難であったんです。これが実務的な意味では2006年の道路運送法改正いたしまして、従来であれば「白タク」として違法行為で挙げられていたものが、認められるようになりました。条件としては、自治体が協議会を開いて、認められれば運輸省は登録を認めましょう、となりました。それをさらに今年の年末、案はできていますが、自治体に権限を移すと。つまり福祉有償運送は従来は自治体は窓口的に実務的に認めるお手伝いをしていただけだったのを、それを踏み込んで、自治体に登録権限を移すと。ただし、最初は手を挙げた自治体から順次やるそうです。登録権限を移すということは、実務的な問題だけでなく、この福祉有償輸送サービスをどうしていくのかということ自治体が責任を持って考えていかないといけないと。あたかも2000年にバリアフリー法を作った時と同様に、自治体責任を明確にしたと。私から見ると国は気楽なもので、というところはありますが、これから自治体が大変大事な役目を果たすこととなりますので、大阪府がこれをどうしていくか。わが大阪府は、自治体の協議会を作るにあたって、全国に先駆けて協議会を立ち上げたんですが、実務的な形でしかなく、サービスをどうしていくかという政策論議はこれから。力をつけていくという指導をすると。ちゃんと自治体の手を挙げて、わが市の移動問題を市が考えます、という方向を向くように推進していただきたい。以上です。

○部会長

大変貴重な情報をありがとうございました。

できれば今の内容について、まとめたプリントか何かを後日配布していただけないでしょうか。

○事務局

29日の審議会の際に、資料を配布させていただきます。

○府より資料7説明

○委員

この資料は、ホームページには公表されるのですよね。

たくさんの方が見るので、お願いしたいことがあります。

意見など聴覚障害者、盲聾者とか、障がい者の中には自分から好きなようにもの言えない、聞けない手段がない、知りたいけれども手段がない、情報アクセスの面で考えなければいけない、という文章を追加してほしい。これはハード面のことが強く出ているので、それも大切ですが、様々な障がいの方が使えるというのが望ましいが、どこかにわからないところが出てくる。先ほどのインターフォン、私も使ったことがないのですが、聴覚障がい者にとってはどうなのか。という意味で、大事な言葉、「情報アクセス」という言葉を入れていただきたいと思います。

○事務局

はい、そうさせていただきます。

○部会長

事務局から他にはありますか。

○事務局

ございません。

○部会長

今までの部会の内容を11月29日の審議会にて報告をします。

追加で意見があれば事務局までお願いします。